

監査委員告示第4号

住民監査請求に係る監査結果の告示について

地方自治法第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成27年4月10日

志摩市監査委員 山 川 泰 規

志摩市監査委員 上 村 繁 子

平成 27 年 4 月 10 日

請 求 人 様

志摩市監査委員 山 川 泰 規

志摩市監査委員 上 村 繁 子

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成 27 年 3 月 13 日付けで、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づき請求のあった志摩市長及び固定資産評価担当職員に対する措置請求について監査を行ったので、同条第 4 項の規定によりその結果を次のとおり通知します。

監査の結果

志摩市長及び固定資産評価担当職員が、違法若しくは不当に公金の賦課徴収を怠ったとの事実はなく、本件措置請求は理由がないものとして棄却する。

事実及び理由

第 1 住民監査請求の申立て

1 請求人

住所 志摩市

氏名 請求人

職業 省略

2 請求書の受付

平成 27 年 3 月 13 日

3 措置請求の要旨（要約）

志摩市の固定資産評価員の職務を行う市長は、志摩市阿児町神明字里中290番4の土地について位置を把握していないにも拘わらず、相当な年月に亘って当該土地の固定資産評価額を0円と評価している。この事実は固定資産の評価に従事する職員に義務付けられている公平な評価をする努力義務に違反しているといえる。

固定資産の位置を把握していないのに評価額を0円とするのは、本来であれば賦課徴収できる固定資産税を徴収していない可能性を否定できない。

よって、同土地について早急に位置を特定し公正な評価をした上で現所有者から固定資産税を賦課徴収することを求める。

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認め、平成27年3月17日受理を決定した。

第3 監査の実施

1. 事案の概要

本件土地は、昭和33年12月8日に同所290番の土地より分筆された。そして、昭和52年9月14日に行われた地籍調査に基づき、昭和54年5月7日に現地確認不能として登記された。

平成26年度の固定資産税評価証明書によれば、台帳地目は宅地となっているが、現況地目は公衆用道路で評価額は0円として評価されている。

以上の事実を踏まえて、請求人は、上記請求の要旨記載の主張をしている。

2. 監査対象事項

請求人の措置請求及び上記の事実を踏まえて、次のとおり監査対象事項を決定した。

(1) 固定資産税を賦課徴収するに当たり、地籍調査において現地確認不能として登記された土地について、課税当局において、その土地を特定する義務が有るか。

(2) 特定できない土地を0円として評価することに合理性は有るか。

3. 請求人の陳述等

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に陳述の機会を与えたが、請求人は不要とした。

4. 監査対象機関及び関係人調査

監査対象機関は、固定資産税の評価及び賦課の事務を所管する市民部課税課とし、事実関係を把握するため関係書類の提出を求め、関係人調査を行った。

第4 監査対象事項に対する監査委員の判断

- 1 第3. 2. (1) について（固定資産税を賦課徴収するに当たり、地籍調査において現地確認不能として登記された土地について、課税当局において、その土地を特定する義務が有るか。）

日本は資本主義社会であり、私有財産制が社会の基盤をなしている。私有財産制は、個人に対して、個人所有の財産の自由な管理処分を認めるものである。そして、自由と責任は表裏一体のものであるから、個人の財産の自由な管理処分には、当然、財産管理の責任が伴うものである。したがって、個人は、自己の財産について自らの責任において、その所在を把握し、適正に管理しなければならない。

以上から、自由な財産管理処分の前提として、自ら所有する財産の所在を把握する責任は、第一義的には、国又は地方公共団体にではなく、所有者個人に帰するものとする。本件のように地籍調査において現地確認不能として処理された土地につき、これを不動産登記法上の地図に反映させるためには、所有者個人が自ら地図訂正の申請をしなければならないとされているのも、こうした考え方によるものである。

また、地籍調査において、当時の所有者はもちろん隣地の所有者の協力を得ながら手続きを進めたにも拘わらず、本件土地の現地確認ができなかったということは、課税当局によって本件土地を特定することは不可能であることが推測される。したがって、固定資産税の賦課徴収の事務において、本件土地を特定できず固定資産税の賦課徴収ができなかったからといって、市長らが違法若しくは不当に公金の賦課徴収を怠ったとは言えない。

一方、土地に対する固定資産税の賦課徴収は、既に特定された土地について、地方公共団体に賦課徴収の義務を課するものであって、特定されていない、若しくは特定できない土地を特定する義務までも地方公共団体に課するものではないと考える。

したがって、所有者自ら特定できない土地を市長らが特定した上で評価し、賦課徴収しなければならないとする請求人の主張は失当である。

- 2 第3. 2. (2) について（特定できない土地を0円として評価することに合理性は有るか。）

請求人は、「固定資産の位置を把握していないのに評価額を0円とする

のは、本来であれば賦課徴収できる固定資産税を徴収していない可能性を否定できない。」と主張するが、この点については、固定資産の位置を把握できないからこそ、当該固定資産を直接確認できないが故に評価額を0円として評価せざるを得ないものと解すべきである。

土地の所在位置を確認することができないということは、この土地が存在しない可能性もあることから、評価額を0円として非課税扱いとすることには合理性が認められる。なぜなら、仮に存在しない土地を評価し、課税することになれば、結果的に納税義務のない者から税を徴収することになり、かえって憲法第29条第1項に定める個人の財産権を侵害することになるからである。

また、地籍調査において、既登記の一筆の土地全部が長狭物の敷地になっている場合は、現地における一筆地相互間の筆界を確認することが困難であることから、原則としてそれらの土地の一筆地調査を行わず、現況により長狭物の両側の境界を調査することが地籍調査作業規程準則運用基準第14条第3項で認められている。そして、これらの土地は地籍図への表示は行わず、便宜、現地確認不能として処理することとされている。本件土地については、前述のように昭和52年9月14日に行われた地籍調査に基づき、昭和54年5月7日に現地確認不能として登記されたものであり、長狭物である道路敷地に土地全部が含まれていると推定できることから、本件土地の現況地目を「公衆用道路」とし、地方税法第348条第2項第5号に定める「公共の用に供する道路」として非課税の扱いとすることには合理性が認められる。したがって、本件土地の固定資産評価額を0円としたことは、適正な事務処理であると言える。

第5 結 論

よって、志摩市長及び固定資産評価担当職員が、違法若しくは不当に公金の賦課徴収を怠ったとの事実はなく、本件措置請求は理由がないものとして棄却する。

以 上